

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第6号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年香川県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前条第3項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免許証（次条において「獣医師免許証」という。）を有する者に限る。）であって、その採用が、大学卒業の日から<u>20年</u>（学校教育法に規定する大学院（第6条において「大学院」という。）の修士課程を修了した者にあつては、その修了の日から<u>20年</u>）を経過するまでの期間内に行われたもの</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第3号又は前条第3号に掲げる職員にあつては、<u>20年</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員にあつては、<u>20年</u>）とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は同条各号に掲げる職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て</p>	<p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 給与条例第7条の3第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前条第3項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免許証（次条において「獣医師免許証」という。）を有する者に限る。）であつて、その採用が、大学卒業の日から<u>10年</u>（学校教育法に規定する大学院（第6条において「大学院」という。）の修士課程を修了した者にあつては、その修了の日から<u>10年</u>）を経過するまでの期間内に行われたもの</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第3号又は前条第3号に掲げる職員にあつては、<u>15年</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員にあつては、<u>15年</u>）とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は同条各号に掲げる職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て</p>

た額)とする。この場合において、次に掲げる職員に対する同表の規定の適用については、当該各号に規定する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- (1) 第3条第1号若しくは第2号又は第4条第1号若しくは第2号に掲げる職員で大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条第1号若しくは第2号に掲げる職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなるもの（大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。） 採用の日又は同条第1号若しくは第2号に掲げる職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間
- (2) 第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員で大学卒業の日から採用の日又は同号に掲げる職員となった日までの期間が1年を超えることとなるもの 採用の日又は同号に掲げる職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間を除く。）に相当する期間

2 略

3 第1項第1号に規定する職員のうち同号の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第1に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第7条 第3条各号又は第4条各号に掲げる職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当

た額)とする。この場合において、第3条第1号若しくは第2号又は第4条第1号若しくは第2号に掲げる職員で大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条第1号若しくは第2号に掲げる職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなるもの（大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の規定の適用については、採用の日又は第4条第1号若しくは第2号に掲げる職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 略

3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第1に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第7条 第3条各号又は第4条各号に掲げる職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当

の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員にあっては、20年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
1年未満	略	略	円 <u>60,000</u>
1年以上2年未満			<u>60,000</u>
2年以上3年未満			<u>60,000</u>
3年以上4年未満			<u>60,000</u>
4年以上5年未満			<u>60,000</u>
5年以上6年未満			<u>55,000</u>
6年以上7年未満			<u>50,000</u>
7年以上8年未満			<u>45,000</u>
8年以上9年未満			<u>40,000</u>
9年以上10年未満			<u>35,000</u>
10年以上11年未満			<u>30,000</u>
11年以上12年未満			<u>25,000</u>
12年以上13年未満			<u>20,000</u>
13年以上14年未満			<u>15,000</u>
14年以上15年未満			<u>10,000</u>
15年以上16年未満			<u>5,000</u>
16年以上17年未満			<u>4,500</u>
17年以上18年未満			<u>4,000</u>
18年以上19年未満			<u>3,500</u>
19年以上20年未満			<u>3,000</u>
略			
備考			

の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員にあっては、15年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
1年未満	略	略	円 <u>55,000</u>
1年以上2年未満			<u>54,000</u>
2年以上3年未満			<u>53,000</u>
3年以上4年未満			<u>52,000</u>
4年以上5年未満			<u>51,000</u>
5年以上6年未満			<u>50,000</u>
6年以上7年未満			<u>45,000</u>
7年以上8年未満			<u>40,000</u>
8年以上9年未満			<u>35,000</u>
9年以上10年未満			<u>30,000</u>
10年以上11年未満			<u>25,000</u>
11年以上12年未満			<u>20,000</u>
12年以上13年未満			<u>15,000</u>
13年以上14年未満			<u>10,000</u>
14年以上15年未満			<u>5,000</u>
15年以上16年未満			
16年以上17年未満			
17年以上18年未満			
18年以上19年未満			
19年以上20年未満			
略			
備考			

略

別表第3（附則第6項関係）

職員の区分 期間の区分	3項職員
	円
1年未満	<u>42,000</u>
1年以上2年未満	<u>42,000</u>
2年以上3年未満	<u>42,000</u>
3年以上4年未満	<u>42,000</u>
4年以上5年未満	<u>42,000</u>
5年以上6年未満	<u>38,500</u>
6年以上7年未満	<u>35,000</u>
7年以上8年未満	<u>31,500</u>
8年以上9年未満	<u>28,000</u>
9年以上10年未満	<u>24,500</u>
10年以上11年未満	<u>21,000</u>
11年以上12年未満	<u>17,500</u>
12年以上13年未満	<u>14,000</u>
13年以上14年未満	<u>10,500</u>
14年以上15年未満	<u>7,000</u>
15年以上16年未満	<u>3,500</u>
16年以上17年未満	<u>3,200</u>
17年以上18年未満	<u>2,800</u>
18年以上19年未満	<u>2,500</u>
19年以上20年未満	<u>2,100</u>
備考 略	

略

別表第3（附則第6項関係）

職員の区分 期間の区分	3項職員
	円
1年未満	<u>38,500</u>
1年以上2年未満	<u>37,800</u>
2年以上3年未満	<u>37,100</u>
3年以上4年未満	<u>36,400</u>
4年以上5年未満	<u>35,700</u>
5年以上6年未満	<u>35,000</u>
6年以上7年未満	<u>31,500</u>
7年以上8年未満	<u>28,000</u>
8年以上9年未満	<u>24,500</u>
9年以上10年未満	<u>21,000</u>
10年以上11年未満	<u>17,500</u>
11年以上12年未満	<u>14,000</u>
12年以上13年未満	<u>10,500</u>
13年以上14年未満	<u>7,000</u>
14年以上15年未満	<u>3,500</u>
備考 略	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員でこの規則の施行の日前から引き続き在職するものについては、改正後の第6条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間は、15年（大学卒業の日から20年を経過する日の属する月の末日が当該支給期間の終了する日の属する月の末日より遅い日である場合にあっては、同日までの期間）とする。
- 3 前項の場合において、改正後の第6条第1項第2号及び第9条の規定は、適用しない。